

報酬付与の申立てについて

1 概要

- (1) 成年後見人等の報酬は、裁判所に報酬付与の申立てを行い、裁判官が決定した金額を本人の財産から支出する形で受け取っていただきます。
- (2) 報酬額は、「月額いくら」というような定額の先決めではなく、前回付与から今回付与までの間に行った活動に対する報酬を後払いする形で、裁判官が決定することになります。

2 申立てのタイミング

成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者の皆様の誕生日の属する月に毎年提出してください。

但し、成年被後見人、被保佐人、被補助人の皆様が判断能力を取戻したり、亡くなった場合や未成年者が成人に達した場合には、誕生日の属する月に関係なく、速やかに申立てをしてください。

3 申立てに必要なもの

- (1) 申立書
- (2) 報酬付与申立事情説明書
- (3) 収入印紙800円
- (4) 切手84円
- (5) 後見等事務報告書
- (6) 財産目録（未分割の相続財産がある場合は、相続財産目録を含みます）
- (7) 普通預金、郵便貯金の通帳の写し（最新記帳のうえ、イの部分のコピーしてください）
 - ア 表紙と見開きページ（支店や口座番号が載っている部分）
 - イ 前回報告時以降、直近までの記帳部分全て
- (8) 定期預金については、通帳または証書を金融機関で記帳のうえ、記帳部分を含む全体のコピーを提出してください。証書型の定額貯金については、証書のコピーのほか残高証明書も必要です。ただし、現在残高がわかれば、金融機関から内訳明細等入手して提出することでも結構です。
- (9) 有価証券がある場合は、証券会社発行の運用実績報告書等（直近の保有証券口数等がわかるもの）の写し
- (10) 前回報告後に財産状況及び生活状況が変化した場合には、それを証す

る資料を提出してください。

ア 財産目録に変動がある場合

不動産全部事項証明書（原本）、保険証書の写し、負債の償還表の写しなど

イ 臨時収入として、1件10万円以上の収入があった場合

臨時収入が確認できる資料（保険金支払通知書等）の写し

ウ 臨時支出として、1件10万円以上の支出があった場合

購入した商品やサービスの領収書の写し

エ 施設や病院への入所、保険金の受領、遺産分割、財産の処分、債務の返済、訴訟の提起など連絡票を使用すべき事柄があった場合

(ア) 住民票（原本）、施設入所契約書の写し、介護保険証の写しなど

(イ) 保険金支払通知書の写し、保険金が入金されたことがわかる預貯金通帳の写しなど

(ウ) 遺産分割協議書（案）、遺産目録とそれを証する資料など

(エ) 不動産の売買見積書の写し、高額商品のパンフレットの写しなど

(オ) 借用書の写しなど

※ 報告内容について当裁判所から説明を求められることがあります。当裁判所に提出した書類は必ずコピーした上、資料の原本とともに保管しておいてください。